

事務連絡  
平成20年10月31日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 計画課  
振興課  
老人保健課

介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について

介護保険施設等における事故発生の防止及び発生時の対応については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）等において、そのために必要な措置として講ずるべき措置（別紙）を定めているところです。

また、特別養護老人ホームについては、「特別養護老人ホームにおける事故防止および安全管理の徹底について」（平成19年8月31日厚生労働省老健局計画課事務連絡）及び「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」の送付について」（平成19年11月1日厚生労働省老健局計画課事務連絡）（別添）において、注意喚起等を行っていただいておりますが、本年10月に特別養護老人ホーム等において、入浴時の介助に関して、利用者が死亡する事故が2件（資料参照）発生しております。このため、特別養護老人ホームをはじめ、他の介護施設及び介護サービス事業所についても、事故を防止するための取組を一層徹底するとともに、事故防止のための委員会や事業所において事故及びヒヤリハット等の分析を行い、職員への研修等を通じ、処置・ケア手順の遵守の指導及び注意喚起をして頂くよう管内市町村、関係団体、所管の施設等に対して周知をお願いします。

また、事故発生時には、適切な処置を実施し、入所者への被害を最小限に抑えるとともに、利用者の家族及び関係機関等への連絡を行う等の指導をお願いします。

(資料)

福岡県 小規模多機能型局宅介護における死亡事故について  
事故の経過

経過

1. 発生日

平成20年10月17日（金）

2. 利用者

96歳 女性 要介護5

3. 事故の経過

ストレッチャーを使用して特殊浴槽を使用。入浴後2人の介助者によりケアを提供されていたが、2人ともその場を離れ、その時に利用者がストレッチャーから転落した。

福岡県 特別養護老人ホームにおける死亡事故について  
事故の経過

経過

1. 発生日

平成20年10月28日（火）

2. 入所者

92歳 女性、要介護5

3. 事故の経過

特殊浴槽を使用。ストレッチャーに乗り洗身・洗髪後、浴槽内に移動。その際の湯が高温であり、熱傷を負った。

事務連絡  
平成19年11月1日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局計画課

「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」の送付について

厚生労働省では、平成18年度老人保健健康増進等事業（厚生労働省老人保健事業推進費等補助金）として、「特別養護老人ホームにおける施設サービスの質確保に関する検討」を行い、その中で、介護事故に関する対策等として「介護事故予防ガイドライン」（発行：（株）三菱総合研究所）を作成しましたので、御参考までに送付いたします。

厚生労働省としては、平成18年4月に特別養護老人ホーム等の運営基準を改正し、各施設に、事故が発生した場合の対応や報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備をお願いしたところです。各施設では、既に指針の整備が進んでいるとは思いますが、今後、本ガイドラインを参考にしていただき、指針の修正や更なる充実を図っていただきたいと考えております。

貴職におかれましては、本ガイドラインを管内の市町村及び各施設に周知徹底していただくとともに、引き続き都道府県と市町村が十分に連携を取りながら、介護事故に関する対策を講じていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、本ガイドラインは、過日、（株）三菱総合研究所より送付されておりますガイドラインと同一ですが、再度周知をお願いいたしましたく送付しております。

事務連絡  
平成19年8月31日

各 都道府県  
指定都市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課

## 特別養護老人ホームにおける事故防止および安全管理の徹底について

特別養護老人ホームにおける事故発生の防止及び発生時の対応については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）および「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）において、そのために必要な措置として講ずるべき措置（別紙参照）を定めているところです。

先週より、特別養護老人ホームにおいて、入所者への医療処置や入浴時の介助に関して、入所者が死亡する事故（資料参照）が発生しております。このため、特別養護老人ホームにおいては、事故を防止するための取り組みを徹底するとともに、事故防止のための委員会で事故およびヒヤリハット等の分析を行い、職員への研修等を通じ、処置・ケア手順の遵守を指導および注意喚起をして頂くようお願いします。

また、事故発生時には、入所者への被害を最小限に抑えるために、適切な処置を実施するとともに、入所者の家族および関係機関等への連絡をお願いします。

貴職におかれましては、管内市町村、関係団体、所管の施設等に対して、この旨を周知していただきますようお願いします。